

～自立に向けて取り組む方の資格取得を支援します～
熊本市ひとり親家庭 入学準備金貸付 のご案内

1 事業の目的

養成機関で就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸付けることにより、自立促進を図ることが目的です。

2 貸付対象者

熊本市に住所を有するひとり親家庭の親であって、養成機関に入学し、熊本市が実施する母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する訓練促進給付金の支給を受けている方。

※①専門実践教育訓練給付金・自立支援教育訓練給付金を受給する方は対象外です

※②介護福祉士・保育士修学資金の貸付けを受ける方は対象外です

3 貸付額と利子

(1) 貸付額について

入学準備金 **50万円以内** (訓練促進給付金の支給決定後に申請できます)

※貸付金額は千円単位とし、千円未満は切り捨てです

(2) 利子について

①連帯保証人を立てる場合 …… **無利子**

②連帯保証人を立てない場合 …… 履行猶予期間経過後は年1%

…… 返還債務の履行期限を過ぎた場合は年3%

※連帯保証人は、次の要件を満たすことが必要です。

①就労により返還への資力を有する(市町村民税の所得割が課税程度)成人の方

②原則として県内に住所を有する方

③申請者が未成年である場合は法定代理人(親権者等)

4 申請方法

次の書類を熊本市社会福祉協議会に提出してください。

- ① 訓練促進資金貸付申請書(様式第1号、両面印刷)
- ② 訓練促進資金貸付における個人情報の取扱い同意書(様式第2号)
- ③ 訓練促進給付金の支給決定通知書(写し)
- ④ 在学(在籍)証明書
- ⑤ 世帯全員の記載のある住民票(個人番号の記載がないもの)
- ⑥ 連帯保証人の所得課税証明書

5 貸付の決定

提出いただいた申請書類を審査し、決定又は不承認について申請者あてに通知します。
貸付決定者は、借用書及び銀行口座振込依頼書、印鑑登録証明書を提出いただきます。

6 貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付決定後に提出された借用書、銀行口座振込依頼書等に基づき、指定口座に一括で振り込みます。

7 申請受付期間

令和 4年 4月 11日 (月) から令和 5年 2月 28日 (火) まで

8 返還債務の免除

次の場合は、貸付金の返還が全額免除されます。

- (1) 養成機関の課程を修了後、資格取得した日から 1 年以内に就職し、原則として熊本県内において、取得した資格が必要な業務（以下「返還免除対象業務」という。）に 5 年間引き続き従事したとき
- (2) 返還免除対象業務の従事期間中に、業務上の理由により死亡、又は業務に起因する心身の故障により業務を継続することができなくなったとき

※就業は 1 週間あたりの平均勤務時間が 20 時間以上であることが条件です

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、就業期間には算入しませんが、申請により履行猶予期間を延長できます

★注意★

養成機関を中途退学したとき、養成機関の課程終了後に返還免除対象業務に従事しなかったとき、5 年間返還免除対象業務に従事しなかったときなど、貸付けの目的を達成する見込みがなくなった場合、貸付金を返還していただきます。

○申込み・問合せ先○

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 生活支援部 総合相談センター
〒860-0004 熊本市中央区新町 2 丁目 4 番 27 号
電話：096-288-2742 FAX：096-359-1800